

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を
改正する規則

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第4項」を「第5条第5項」に改める。

第5条第2項第3号中「264,400円」を「条例第3条第4項第1号の規定の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員のうち、職務の区分が第2号区分に該当する者の例による額」に改め、同項第4号中「257,200円」を「条例第3条第4項第1号の規定の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員のうち、職務の区分が第11号区分に該当する者の例による額」に改める。

第8条第3項第2号中「別表第7」の次に「（備考2を除く。）」を加え、「同表」の次に「（備考2を除く。）」を加え、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第2号又は第3号に掲げる区分に該当する者であつて、通勤のため原動機付自転車、自動車その他原動機付の交通用具（以下「原動機付自転車等」という。）を使用することを常例とする者のうち、駐車場等（堺市立学校職員の通勤手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第18号）第10条の2で読み替えて準用する堺市職員の通勤手当に関する規則第10条の4第1項に規定する駐車場等をいう。以下同じ。）を利用し、その料金を負担することを常例とする者（教育委員会が定める職員を除く。）の通勤に要する費用弁償の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額（当該額が55,000円を超える場合は、55,000円）とする。

(1) 駐車場等に係る通勤に要する費用弁償 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額（当該額が5,000円を超える場合は、5,000円）

ア 一の駐車場等を利用する場合 次の(ア)から(イ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)から(イ)までに定める額

(ア) 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

(イ) 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（当該額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てた額）

(イ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 教育委員会が定める額

イ 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について、ア(ア)から(イ)までに定める額を合計した額

(2) 前号に掲げる費用弁償以外の通勤に要する費用弁償 前2項の規定による額

第10条第1項第5号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経験年数の特例)
- 2 この規則の施行の日の前日においてこの規則による改正前の堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則第5条第2項第3号又は第4号の適用を受けていたパートタイム会計年度任用職員に市規則別表第1を適用する場合の経験年数にあつては、市規則第3条第3項において準用する同条第2項に規定する経験年数に、当該職員が本市の会計年度任用職員として次の各号に掲げる者として従事した期間を当該各号に定める職務の区分と同一の職務に従事した期間とみなして算定した経験年数を加えたものとする。
 - (1) 第5条第1項第3号 第2号区分
 - (2) 第5条第1項第4号 第11号区分